

人勧完全実施で月例給・一時金ともに引き上げ

1 県職連最終交渉は11月13日23時35分妥結

16時から行われた交渉では、堀越総務部長が「慎重に検討を重ねた結果、給与勧告について完全実施したい」とようやく明言しましたが、その他の項目は、国や他県の動向を注視し検討する内容に留まりました。その後の予備交渉で協議を重ねた結果、15分単位の休暇取得は来年度以降の継続課題となりましたが、休暇取得の単位が1日あるいは時間単位で取得できる特別休暇について、残日数、残時間に1時間未満の端数がある時は、残る部分の全てを利用可能にするとの回答を引き出しました。一定の到達目標に達したと総合的に判断し、支援者への報告を経たのち、23時35分、副知事交渉において労使合意し妥結しました。多くの皆さんからご支援をいただき、ありがとうございました。

2 津久井副知事の交渉あいさつ(概略)

皆様には日頃から県民のためにご尽力をいただき、この場をお借りして御礼を申し上げます。

今回の交渉で人事委員会勧告の実施はもとより、会計年度任用職員への勤勉手当支給、特別休暇の一部見直し（1時間未満が可能）などがなされた。皆さんの思いにすべて答えられたということではないかと思うが、我々としては、皆さんの思いに少しでも精一杯答えられるように最大限努力したつもりなので、何卒ご理解いただきたい。合意された事項については、誠意を持って実行したい。お互いの信頼関係に基づいて、しっかりと取り組んでいきたいと思っているので、今後ともよろしくお願いしたい。

3 交渉の主な成果

(1)人勧完全実施

- ①月例給 高卒初任 1.2万円、大卒初任 1.07万円が最も上げ幅が大きく、再任用職員千円も含めて4月に遡って昇給し、12月末に差額が支給されます。
- ②ボーナス 4.4月→4.5月に引き上げ。6月に2.2月分が支給されているため、12月は2.3月分が支給されます（来年は夏冬とも2.25月分支給予定）。再任用も2.35月と0.05月分引き上げられ、6月に1.15月分が支給されているため、12月は1.2月分が支給されます。

(2)特休の完全消化が実現、時間休暇15分単位取得は検討課題として先送り

- ①令和6年4月1日から、休暇取得の単位が1日、あるいは時間単位で使用できる特別休暇については、残った日数の全てを使用する場合に、その残った日数、残った時間に1時間未満の端数がある時は、その残った日数の全てを利用できるように取り扱う（看護休暇、短期介護休暇、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇、出生サポート休暇、妊娠障害休暇、防犯パトロールボランティア休暇が対象）。
- ②今後、15分単位の休暇取得に伴う影響や課題を研究して見直しができるかどうかを含めて検討していきたい（来年度は小学校旗振りなどで15分年休が取れるよう頑張ります）。

(3)会計年度任用職員の賃金単価・勤勉手当の支給

- ①勧告完全実施を踏まえ、会計年度任用職員の賃金単価について所要の改定を行い令和6年4月1日から適用することとしたい。
- ②会計年度任用職員の勤勉手当の支給について、令和6年の6月期から勤勉手当についても支給をすることとしたい。令和6年度は6月、12月ともに1.025月分、期末手当と合わせた年間の支給月数は合計4.5月分で常勤職員と同じ扱いにしたい。支給対象の会計年度任用職員は期末手当支給職員と同じ対象者とする（事務補助など、週20時間勤務・30時間勤務の方は対象となります。非常勤講師は期末手当が支給されていないため、県教委交渉で待遇改善を求めていきます）。

仕方がないを変えていこう 当たり前が実現できる職場にしよう

右のQRコードから、ご意見・ご感想フォームにつながります。
みなさんのご意見やご感想をお寄せください。

